



3群の名簿)はパソコンから出力したので、出力日(の2月15日)が印字された」

(検査事務局)

しかし先にも記したとおり、13年に開示された名簿には作成時期に合致する(2009/11/9)の印字と縦じ穴が写っている。

このことは審査員候補者名簿がファイルに綴じられて保管されていることを示している。それを踏まえて志岐氏が見解を示す。

「12年開示の(10年の第1、3群の名簿)はファイルして保管されたものではなく、パソコンから出力したものです。ここから浮上するのは、12年の開示時点までは第5検査の審査員候補者名簿は存在しなかったのではないかと疑惑です。」

開示された書類は名簿内容記入前の書式をパソコンから出力して、それを黒く塗り潰したのではないか。少なくともここで確実に言

### 核心を外した会計検査院

志岐氏を名誉棄損で提訴し目下係争中の森裕子・前参院議員も当時、検査審査会に対して疑惑の目を向けていた二人だった。

12年7月30日の参院決算委員会と同氏は以下のように発言している。

「検査審査員に対して、どの方に、どの口座に幾ら振り込まれたのかという書類があったり、あるいは当日検査審査員が書く請求書というものもございませう。ほとんどマスキングがしてあつて分からないんですけど、結局、本当にこの人たちがいたのか、十一人の検査審査員がいたのかどうか、それさえ

えるのは、同じ審査員候補者名簿であるにもかかわらず、現実には2種類存在していた事実です。有り体に言えば、片方が本物であれば、片方は偽物だということです。無論、

も、うそではないかという国民から大きな疑問が寄せられていくわけでございます」

こうした手厳しい指摘を受け、会計検査院は検査に対する検査実施を約束、そして1

会計検査院 Board of Audit of Japan

小沢事件を担当した東京第5検査審査会から疑念が持たれている会計検査院の審査員実在確認を意図的に検査対象から外した

年2カ月後の13年9月、同院は(裁判所における会計経理等について)と題する検査報告をまとめた。

志岐氏がいう。「会計検査院の検査はまさしく恣意的なものでした。私たちが知りたい核心部分に意図的にメスを入れたかったのですから」

検査報告書の中の(会計検査院による審査員等の実在確認)の項には以下のように記されている。

「すなわち、会計検査院は、当事者である検査審査会及び裁判所を介在させずに調査するため、11検査審査会の会議に(平成)23年5月から7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を直接郵送した。この結果、146人から回答があり、この146人全員から、検査審査会に出頭した実績があり、旅費等の振り込みを受けている旨の回答がなされた。また、

### 旅費日当支払いの不可解

審査員に対する日当旅費の支払い手続きの流れは以下のとおりだ。

①検査審査会事務局が請求書を作成する

②審査会議終了時に審査員から請求書に認印をもらう

③事務局は捺印済みの請求書を当日、あるいは翌日に所轄の地裁に届ける

④地裁が請求書に基づき歳出支出証拠書類(債主内訳書・支出負担行為即支出決定決議書)を作成する

⑤歳出支出証拠書類は正副2通作成される(※(副)はコピー)

⑥歳出支出証拠書類(正)が地裁管理者に回り決議書に承認印が押される

⑦歳出支出証拠書類(正)に基づき地裁にて振り込み手続きがなされた後、(正)が会計検査院に送られる

⑧(副)が地裁に保管される

これらの流れを踏まえて志岐氏が審査会議日、地裁発議日(支払いを確定した日)と支払い予定日の関係を検証したところ、小沢事件を担当した東京第5検査審査会の審査員日当旅費支払いには、以下のような不可解な点が浮かび上がってきたという。

●2月23日の審査日分を25日後の3月19日に発議している

●3月9日の審査日分15人のうち1人(船・飛行機利用の出席者、4万9500円を請求)だけを2月23日分と同じ日の3月19日に発議している

●3月9日の審査日分の残り14人と、3月16日、23日、30日の審査日分を一括して4月1日に発議している

●8月10日、24日、31日の審査日分を一括して9月6日に発議している

志岐氏が見解を示す。

「本当に審査会議が開かれていたなら、3月19日に15人全員の発議をするはずですが、そのほうが事務的にも余計な手間がかかりません。翻って審査員が実在していたならば、このような支払い方は不公平とそしりを免れません」

ところで小沢事件は04年の政治資金収支報告書における虚偽記載が問題視されたが、実のところ小沢議員は07年の取支報告書に関しても同様に東京第1検査への申し立てをなされている。

志岐氏とその審査員日当旅費支払いについても調べたところ、こちらについては東京第5検査のような支払い遅延やまとめ払いはいっさいなかったという。

同氏が推測する。「小沢事件を担当した東京第5検査にはやはり審査員が実在しなかったということです。実際には審査会議が開かれていないにもかかわらず、開いたことにして後付けで請求書作りを

したことから、地裁の発議が大幅に遅れたものとみられます」

時の権力者・小沢、郎を二転奈落の底に突き落とした東京第5検査審査会に審査員が実在していなかったとすれば、小沢に濡れ衣を着せて葬り去ろうとした首謀者は、検査を所管する最高裁事務局ということになる。

小沢事件の真相を追い続ける志岐氏の調査活動は同時に、最高裁の深い闇との格闘でもあるわけだが、その過程で同氏は森裕子・前参院議員から名誉棄損で提訴された。

その裁判の根っこには、志岐氏が主張し続けている検査による、架空議決説」とそれに否定的な森前議員との意見の対立があるわけだが、二人の争いに裁判所がいかなる審判を下すのかが極めて注目される。

疑惑の小沢事件」のひとつの区切りともいべき判決は7月18日、東京地裁で言い渡される。

11検査審査会全てについて、所属した検査審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている。」

志岐氏が憤っている。「小沢事件を担当した東京第5検査審査会の審査期間は平成22年2月から10月でした。会計検査院は肝心のこの期間を検査対象とせず、審査員の実在確認をしなかったのです。」

会計検査院は検査の過程で東京第5検査に審査員が実在しなかったことに気づき、意図的に確認作業から外したのではないのでしょうか。だとすれば会計検査院までもが最高裁事務局を庇っているということですね」

一方、志岐氏は情報開示請求により独自に審査員日当旅費の支払い状況を調査。そこでも不可解な事実がいくつも浮かび上がったという。

http://zaikamijeta.com

佐藤商会グループ 本部：新潟市毎口1-18-1 八重洲ビル3F TEL (025)241-7843

ご利用案内 (朝食タオル付き)

入浴料 1,500円

前着貸出料 300円 (サウナー、バスタオル、フェイスタオル2枚)

客室96室 収容人員117名

客室139室 収容人員151名

新湯駅南口 徒歩2分

新湯駅北口 徒歩2分

24時間営業・年中無休

ホテルターミナルインTEL 025-242-0600

佐藤商会 環境事業部 TEL 025-290-0017